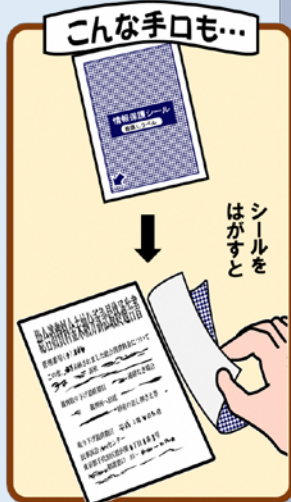




## 「架空請求ハガキ」は無視！～相談急増中～の巻



### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、**訴状が提出されました事を改めて告知致します。**  
**管理番号(わ)285** 訴状取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。  
 またこのまま、ご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合い下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。  
 尚、**訴状取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合わせ下さい。**  
 書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

**※取り下げ最終期日 平成30年■月▼日**

法務省管轄支局民間訴訟告知センター  
 東京都千代田区霞が関●丁目●番●号  
 取り下げ等のお問合わせ窓口 03-■■■■-■■■■  
 受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

実際に送られてきたハガキの文面です。



★他に【国民訴訟通達センター】【民事訴訟管理センター】など様々な名称を使っています。

### 見守りポイント

- ◎このようなハガキは、50歳以上の女性に送られてくるのがほとんどでしたが、最近では性別・年齢に関係なく送られています。家族や友人など、見守りの対象を広げてください。
- ◎ハガキが届いて不安になっている人には、ハガキに書かれている番号には電話せず、無視するよう伝えてください。

### 対処方法

- ◆取り下げ期日が迫っている、と不安にさせられます。和歌山県内でもハガキに書かれている番号に電話した人が、高額なお金をだまし取られたという被害が発生しています。個人情報保護シールを貼ったハガキもありますが、電話をしないようにしましょう。
- ◆不安な場合は消費生活センターや、お住まいの市町村役場の消費生活相談窓口にご相談ください。

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319  
 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F  
 073-433-1551  
 平日 9:00～17:00  
 土・日 10:00～16:00(電話相談のみ)  
 (祝日・年末年始を除く)

### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027  
 田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内  
 0739-24-0999  
 平日 9:00～17:00  
 (土・日・祝日・年末年始を除く)

**※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。**  
**「毎週火曜日 駅前多目的広場へ専門相談員が相談に応じています。**  
**13時～16時まで(電話相談も可) TEL:63-4123」祝日等の場合は翌日になります。**